

# オーストラリアにおけるインクルーシブ・カリキュラムに関する動向

— ニューサウスウェールズ州を中心に —

山 中 冴 子 埼玉大学教育学部特別支援教育講座

キーワード：オーストラリア、ナショナル・カリキュラム、オーストラリア・カリキュラム、インクルーシブ・カリキュラム

## 1. はじめに

オーストラリアでは2011年にナショナル・カリキュラムが導入され、各州、カリキュラムの移行期を迎えている。ナショナル・カリキュラムは、ここ数年のPISAの結果を受けて、「世界基準」のカリキュラムと評価方法の導入を目指して実現したものである。したがって連邦政府と各州の間では、とりわけリテラシー・ニューメラシーの獲得と向上の重要性に関する共通認識が形成され、そのための予算枠組みが設定されるなどし、各州では関連プログラムを様々に展開している。これは初等中等教育の権限が各州にある同国において、極めて大きな歴史的出来事である。

このような動向は、障害児教育分野にも大きな影響を与えている。連邦政府レベルでも、障害者差別禁止法制を1990年代には実現していた同国は、国連・障害者権利条約（2006年採択）を2008年に批准している。初等中等教育は先述のように各州の権限のもとにあるが、教育の場における障害者差別への対応は、連邦政府によっても強力に進められてきた。そして、従来から課題として認識されてきた、障害のある児童生徒の通常カリキュラムへのアクセス保障に加え、障害者権利条約の目指すインクルーシブ教育の実現に向けて、インクルーシブなカリキュラムをどう実現するかが不可避な課題として浮上した。そのような意味でも、ナショナル・カリキュラムがすべての子どもの多様性に応えようとしていること、つまり、インクルーシブ・カリキュラムとしての機能が求められていることや、リテラシー・ニューメラシーの獲得や向上において支援ニーズのある児童生徒を対象とした取り組みが整備されるようになったことは、同国の障害児教育の大きな転換といえる。

そこで本稿では、オーストラリアにおけるインクルーシブ・カリキュラムとしてのナショナル・カリキュラムの動向と、それを受けてのニューサウスウェールズ州における動向及びリテラシー・ニューメラシーの獲得及び向上に向けた支援について概観する。

## 2. オーストラリア・カリキュラムとは何か

1980年代、サッチャリズムに相当する経済合理主義 (Economic Rationalism) の浸透を受けて、全国的にカリキュラムを統一しようとする動きが起きた。しかし各州の教育保障の歴史を尊重することなしに連邦政府レベルの教育行政は進まず、この約30年間、ナショナル・カリキュラム導入に向けて少しずつ、しかし確実にその歩みが進められてきた。中でも、法的拘束力はないが全国共通の学習領域の導入（1993年）や、リテラシー・ニューメラシーの獲得状況の全国的把握に向

けた統一試験の導入（2008年）は、特に大きなステップとなった。そして、これまで以上にグローバル経済への対応が急務とされた上に、約10年にわたってPISAの結果が芳しくない<sup>1)</sup>ことがナショナル・カリキュラム導入を強く後押しし、2011年、ついに実現に至った<sup>2)</sup>。

ナショナル・カリキュラム、正式名称、オーストラリア・カリキュラム（Australian Curriculum）とはいかなるものか。ここで概観したい。

オーストラリア・カリキュラムは、①「統制された学習領域（discipline-based learning areas）」、それによって獲得が求められる②「普遍的な能力（general capabilities）」、そして③「横断的カリキュラムによって捉えるべき現代的課題（contemporary cross-curriculum priorities）」の3つの次元から構成される<sup>3)</sup>。

まず①「統制された学習領域」は、先述の共通の学習領域、いわゆるキー・ラーニング・エリア（Key Learning Areas）をほぼ踏襲している。キー・ラーニング・エリアとは、1980年代後半から1990年代前半にかけて実施された大規模な経済合理主義的教育改革において導入されたもので、人材育成のための国家協同の強化という方向性を見事に受けた取り組みである。この頃から連邦政府レベルの教育行政においては、カリキュラムをはじめ、教育の到達度の判定方法を全国的に統一したいという思惑があった。しかし当時は各州の伝統を尊重し、ナショナル・カリキュラムの導入にはいたらなかった。そのような中で、法的拘束力はないが、各州、各学校でのカリキュラム開発の手引きとして活用されることが期待されて設定された<sup>4)</sup>のが、初等中等教育における共通の学習領域、キー・ラーニング・エリアであった。キー・ラーニング・エリアは、①英語（English）、②理科（Science）、③数学（Mathematics）、④英語以外の言語（Language other than English）、⑤芸術（The Arts）、⑥技術（Technology）、⑦保健体育（Personal Development Health and Physical Education）、⑧社会と環境の学習（Studies of Society and Environment）の8つで構成された。実際の科目設定は各州にゆだねられ、例えばニューサウスウェールズ州では、②理解の領域で、科学、物理、生物、農業などの科目を設定していた。

オーストラリア・カリキュラムはキー・ラーニング・エリアをほぼ踏襲し、学習領域を①英語（English）、②数学（Mathematics）、③理科（Science）、④歴史（History）・地理（Geography）・公民（Civics and Citizenship）・経済とビジネス（Economics and Business）といった科目からなる人文社会科学（Humanities and Social Science）、⑤ダンス（Dance）・メディアアーツ（Media Arts）・音楽（Music）・ヴィジュアルアーツ（Visual Arts）といった科目からなる芸術（The Arts）、⑥中国語（Chinese）・フランス語（French）・インドネシア語（Indonesian）・イタリア語（Italian）といった科目からなる外国語（Languages）、⑦保健体育（Health and Physical Education）、⑧デジタル技術（Digital Technologies）・デザインと技術（Design and Technologies）といった科目からなる技術（Technologies）の8つに、⑨仕事の学習（Work Studies、9・10年生対象）を加えた9領域とした。今回はナショナル・カリキュラムとして具体的な科目設定を行っているところも特徴的である<sup>5)</sup>。各科目には目的、内容、獲得が求められる知識、理解、スキルや、到達基準が示されている。

①の学習領域を通して獲得すべき知識やスキル、態度が②「普遍的な能力」であり、具体的にはリテラシー（Literacy）、ニューメラシー（Numeracy）、情報コミュニケーション技術（Information and communication technology capability）、批判的かつ創造的思考（Critical and creative thinking）、自己及び他者に対する理解と関係構築にまつわる能力（Personal and social capability）、倫理に関する理解（Ethical understanding）、そして学習内容を文化、言語、信念

などといった事柄に結びつけて理解する力 (Intercultural understanding) の7つが整理されている。とりわけリテラシー・ニューメラシーは、具体的なスキルやあらゆる場面への参加において不可欠なものとして位置づけられ、学校教育の初期には、とりわけその獲得に注力すべきとされている<sup>6)</sup>。

③の「横断的カリキュラムによって捉えるべき現代的課題」は、アボリジニやトレス海峡島嶼民の歴史と文化に関する課題、アジア諸国との関係に関する課題、そして、環境・社会・文化・経済など広範囲にわたる持続可能な社会に向けた課題の3つである<sup>7)</sup>。

### 3. 教育における障害者差別の禁止

インクルーシブ・カリキュラムという表現や志向が明確に述べられているわけではないが、障害のある児童生徒の通常カリキュラムへのアクセスは、オーストラリアにおいては障害者差別禁止の観点から求められてきた。各州の取り組みの蓄積を踏まえ、1992年に連邦政府が「障害者差別禁止法 (Disability Discrimination Act; 以下、DDA)」を制定していることから、国連・障害者権利条約を批准する作業は円滑に進んだといわれる。障害者権利条約にある直接差別、間接差別、特に後者を実質的に是正するための「合理的配慮 (Reasonable Accommodation)」は先のDDAに既に規定されており、「合理的配慮」は同法における「合理的調整 (Reasonable Adjustments)」と同義のものと解されている。さらに、「合理的調整」を各分野 (教育、労働、公共交通サービスなど) で実現するため、細則にあたる「障害基準 (Disability Standards)」の各分野における設定と、5年ごとの見直しが同法において求められている<sup>8)</sup>。

教育に関しては長い議論を経て2005年に「教育における障害基準 (Disability Standards for Education)」が策定されており、個別性の高い「合理的調整」の基本的な考え方が示されている。各教育現場はこれを指針とし、これに反することは法律違反となる。「教育における障害基準」は、①就学に関して、②教育活動への参加に関して、③カリキュラム発展・資格認定に関して、④児童生徒への支援サービスに関して、⑤いじめ・虐待に関して、以上5つの内容から構築されている。このように、就学から教育活動への参加、いじめ・虐待に至るまで、広範な内容が扱われており、本稿にかかわるカリキュラムについても「合理的調整」の必要性と基本的考え方が示されている。より具体的には、公立か私立といった教育機関設置者や、教育段階を問わず、教育を提供する側は、評価や資格認定の在り方も含め、プログラムやコース設計において障害のない者と「同等の (on the same basis)」学習経験を保障すべく、必要な「調整」を行うべきことが明記されている。障害のある者本人や関係者との協議をもって、障害がもたらす学習への影響、学習上のニーズなどを明らかにし、調整の中身を検討する<sup>9)</sup>。

2012年に出された「教育における障害基準」のレビュー報告書によると、様々課題がある中でも、インクルーシブなカリキュラムの実現を望む声の関係者から多くあがったという<sup>10)</sup>。つまり通常カリキュラムへのアクセスはもちろんのこと、カリキュラム自体の在り方をよりインクルーシブなものとするのが求められていることが明らかになった。

オーストラリア・カリキュラムの実施にあたっては、DDAと「教育における障害基準」を根拠に、障害のない児童生徒と「同等の」教育を保障すること、そして、そのための「合理的調整」のあり方が重要とされている<sup>11)</sup>。下学年の内容を採用することはもちろん、オーストラリア・カリキュラムが目指す「普遍的な能力」は、とりわけリテラシー・ニューメラシーをはじめとして、障害の

ある児童生徒個々の教育計画に反映させるべきとし、具体的な内容を考案していく工夫なども提案されている<sup>12)</sup>。ここでは、インクルーシブ・カリキュラムの明確な定義はないが、オーストラリア・カリキュラムがそれとして機能することが期待されているといえる。

実のところ同国において、初等中等教育の管轄が各州にあるとはいえ、障害児教育カリキュラムに関する議論が全国的に展開され、深められることはあまりなかった。DDAや「教育における障害基準」によって、通常カリキュラムへのアクセスに必要な「合理的調整」が求められてはいるが、障害児教育の観点からカリキュラムの中身に立ち返った議論は十分に深められてきたわけではないのである。したがって、カリキュラムの移行期というだけでなく、以上のような意味でも、オーストラリア・カリキュラムのインクルーシブの程度をどうはかることができるのかについては、現時点では不明瞭と言わざるを得ない。

#### 4. ニューサウスウェールズ州におけるオーストラリア・カリキュラムの実施

オーストラリア・カリキュラムのシラバスは、各州がそれぞれ発展させていくこととなっている。ニューサウスウェールズ州 (New South Wales ; 以下、NSW) では、NSW 学習局 (Board of Studies) が、オーストラリア・カリキュラムを「NSW シラバス (NSW Syllabus)」として具体的に発展させている。現在、英語、数学、理科、歴史のシラバスが実施されており、その他の科目については順次策定されることとなっている。NSW シラバスは学習内容、教授法、そして評価方法を統一的に示したものであり、一定の基準を重んじている (standards-referenced)。

NSW はキー・ラーニング・エリアに忠実に沿ってカリキュラムを設計・実施してきた州である。一方、学習局によって認定されれば学校が独自に開発した取り組みも正式な単位としてカウントされるなど、児童生徒や学校のニーズがカリキュラム設計に反映されていた。さらに、中等教育段階の障害のある生徒、特に知的障害のある生徒に対しては、ライフ・スキルコース (Life Skills Course) という通常とは別建てのコースが設定されてきた。ライフ・スキルコースは、キー・ラーニング・エリアの各領域がそのまま科目になったような緩やかな設計となっていた。しかし知的に障害があっても、科目によっては障害のない生徒向けのものを学習することもあり、生徒個々のニーズによって、カリキュラムの在り方には多様性があった<sup>13)</sup>。

NSW は、キー・ラーニング・エリアに忠実に沿って科目設定してきたという意味で、オーストラリア・カリキュラムの導入に向けた下地はある程度あったといえるが、ライフ・スキルコースについては在り方が見直された<sup>14)</sup>。同国がオーストラリア・カリキュラムをインクルーシブなものとして機能させようとしていることを考えれば、これは自然な流れともいえる。初等教育段階における NSW シラバスは、インクルーシブ・カリキュラムとしての実施が公言されており、障害のある児童生徒への取り組みに関しては、内容や方法、評価の工夫などに関する補助的な文書があるにすぎない。そして、中等教育段階では、初等教育以上に学力差が顕著になることから、科目内容や評価の観点障害のある生徒向けに別に示されている。しかしそれを採用するにあたっては、カリキュラムの「合理的調整」に尽力し、その後、やはり別に示された科目内容や評価の観点が必要であることが認められねばならぬとされた。ちなみにその検討や決定を行うのは、障害のある生徒個々に形成される学習支援チーム (生徒本人、保護者、担任教員、スクースカウンセラーなどの関係者が教育の在り方などを検討するチーム) である<sup>15)</sup>。

ここでいうカリキュラムの「合理的調整」は、学級編成、教材・教具 (拡大印刷、点字の使用

など)、教授内容の量、コミュニケーション様式(代替的コミュニケーションの保障など)、教授法(グループワークの活用など)、課外活動への参加におけるものに至るまで幅広い。また、以上のような通常の形態に工夫を施す「合理的調整」以外にも、教室で提示された課題を理解するためのヒントを視覚情報として与えるとか、活動に参加する上で必要な介助を提供するとかいった、「付加的支援(Additional Support)」の必要性も示されている<sup>16)</sup>。

とはいえ、そもそもキー・ラーニング・エリアは障害のある児童生徒にとっては難易度が高く、全国的に見ると障害児教育の場ではほとんど機能していなかったという報告がある<sup>17)</sup>。キー・ラーニング・エリアをほぼ踏まえ、さらに一定の基準を重んじるオーストラリア・カリキュラムが、障害のある児童生徒への実践にどのような影響を与えていくのかは、NSWを含め、今後の全国的な状況をみていくほかない。

## 5. ニューサウスウェールズ州におけるリテラシー・ニューメラシーの獲得及び向上に向けた取り組み

NSWでは、知的障害のある生徒を対象としたライフ・スキルコースを設置してはきたが、それ以外の障害種別については細かにカリキュラムを分けることはしなかった。そのような意味で同州は、もともと障害種別にこだわらない(non-categorical)カリキュラム編成を主として実施してきたが、2000年代に入ってから通常学級に在籍する障害のある児童生徒の増加やその多様性を受けて、学習上のニーズにいかに対応していくかという課題に挑戦してきた。より具体的には、初等教育において、障害のない場合も含め、特にリテラシー・ニューメラシーの獲得及び向上に関してニーズのある子どもたちの支援を手厚くする策を実現したのであり<sup>18)</sup>、それは通常カリキュラムへのアクセスを保障するための一つの策として位置付けられるものでもあった。そしてそのような取り組みは、従来から障害児教育の対象とされてきた、日本の学習障害よりも広義である、学習困難(Learning Difficulties)の子どもたちへの対応策を参考につくられた。

現在、NSWの障害のある児童生徒の約7割が通常学級に在籍している<sup>19)</sup>。そして、オーストラリア・カリキュラムにおいて重視されているリテラシー・ニューメラシーの獲得及び向上という観点から、子どもの学習上の支援ニーズを洗い出し、対応しようとする取り組みは強化されている。NSWにおいてオーストラリア・カリキュラム以前から実施されてきたリテラシー・ニューメラシーの支援は、今日ではオーストラリア・カリキュラムを補完する取り組みとしても重視されている。

現在、NSWではすべての子どもを対象に、3年生までにリテラシー・ニューメラシーの土台を築くために、ベスト・スタート(Best Start)という施策の下に、複数のプログラムが展開されている。

まず、「ベスト・スタート・キンダーガーデン・アセスメント(Best Start Kindergarten Assessment)」が、小学校に付設された1年間の就学前機関(Kindergarten)に在籍する子どもたちを対象に実施されている。これは、就学前機関の教師たちが、子どものリテラシー・ニューメラシーの獲得状況を把握し、就学前の支援の在り方を定めるとともに、就学後の支援に効果的につなげることを目指すものである。リテラシーに関しては、「見慣れた活字を認識する」「読んでもらった絵本について詳細を思い出す」「自分の名前を書く」「本の構成を理解する」「音声と文字を認識・使用する」といったことに関する力を確認する<sup>20)</sup>。ニューメラシーに関しては、「どの程度、数を数えられるのか」「どの数字を認識できるか」「少数の物体を正確に集めることができるか」「少数

の物体の数を足したり、引いたりできるか」「簡単な繰り返しパターンを認識できるか」といったことを確認する<sup>21)</sup>。

このアセスメントを障害のある子どもが受ける場合には、個々に合わせた「調整」が求められている。例えば、子どものコミュニケーション様式を尊重することや、子どもにとって不慣れな環境でアセスメントを実施しないなどといったことである<sup>22)</sup>。障害故に評価がつかないとか、評価がきわめて低い場合は、その結果を分析し、その後の学習の在り方を検討するためのヒントとして生かすことが重要とされている。このアセスメントの結果は、小学校にすべて通知され、就学後の支援プログラムへの接続を円滑なものにすることが求められている。

このアセスメントで何らかの支援が必要と判断され、リテラシー・ニューメラシーの獲得及び向上に特化した支援が実現するケースとしては、知的障害が顕著な場合というよりも、先の学習困難や、アボリジニ、社会経済的地位が低い子どもたちが主たる対象として念頭に置かれている。本稿にかかわるアセスメント後の「ベスト・スタート」の一環としてあるプログラムは、以下である。

まず、就学までのリテラシーの獲得や向上が困難な状況にあると判断された子どもは、「言語、学習とリテラシープログラム (Language, Learning and Literacy)」の対象となることがある。これは、就学前機関における通常のリテラシー獲得に向けた取り組みを補完するプログラムであり、研修を受けた担当者が少人数グループごとに指導する。これにより、これから述べる就学後の介入の必要性をできるだけ軽減させることが目的とされている<sup>23)</sup>。

続いて、就学後についてである。NSWでは、1996年からニューメラシーの獲得や向上に支援ニーズのある子どもが多く在籍する学校を対象とした支援プログラム (Count Me In Too) を実施し、多くの学校が成果を上げてきた。このプログラムを補完する形で、ニューメラシー獲得に困難のある子どもを対象とした「ニューメラシー早期介入プログラム (Targeted Early Numeracy)」がある。実際のプログラム実施は担任教師が行うが、専門のファシリテーターが学校や教師への支援にあたる<sup>24)</sup>。

また、「リーディング・リカバリー (Reading Recovery)」も同じく1996年に開始された取り組みである。1年生を対象に、専門の教師がリテラシーに関して支援ニーズのある子どもに対して、個別に毎日30分間、最長20週間、集中的に支援を行う<sup>25)</sup>。

上記の他、リテラシー・ニューメラシーの獲得及び向上に課題のある子どもが多く在籍し、支援プログラムの実施とその成果を蓄積させてきた学校をつなげ、支援の質を高めるネットワーク構築を目指す「ライトハウス・プロジェクト (Lighthouse Project)」もある<sup>26)</sup>。

以上のように、リテラシー・ニューメラシーという観点から支援ニーズを洗い出し、成果を明確に出すためのプログラムが、就学前から整備されていることがわかる。これらのプログラムは、リテラシー・ニューメラシーに関するニーズに特化しているため、障害児教育の観点からいえば、知的障害というよりも、学習困難の子どもたちを支援対象として明確に位置づける。

リテラシー・ニューメラシーの支援を通してカリキュラムへのアクセスを保障しようとする取り組みは学習困難のある児童を主たる対象として先行している一方、現在はカリキュラムの移行期ということもあるが、知的障害をはじめとする学習困難以外の子どもたちに対して「NSW シラバス」の「合理的調整」がどうなされ、学習が実質的にいかに保障されるのかは未知数といえる。

## 6. おわりに

以上、オーストラリアのインクルーシブ・カリキュラムとして機能することが期待されているナショナル・カリキュラムに関する動向と、NSWにおけるオーストラリア・カリキュラムの動向並びに、通常カリキュラムへのアクセス保障の一環ともいえるリテラシー・ニューメラシーの獲得及び向上に向けた取り組みについて概観した。

通常カリキュラムの「合理的調整」をもって、障害のある児童生徒を排除しないことを考えれば、確かに、オーストラリア・カリキュラムはインクルーシブ・カリキュラムとして解釈できるであろう。そして、オーストラリア・カリキュラムにおける「合理的調整」は、障害のある児童生徒の大半が通常学級に在籍するNSWにおいては、きわめて現実的な取り組みともいえる。

また、リーディング・リカバリーをはじめとするリテラシー・ニューメラシーを支援するプログラムは、「研究を踏まえた (research-based)」ものであるという説明がよくなされるが、NSWではそのような研究上の根拠を得た関連プログラムが、学習困難を主たる対象として早くから整備されており、それらを通してのカリキュラムへのアクセスが図られている。現在ではオーストラリア・カリキュラムの動向を受けて、そのような取り組みは一層体系的に強化されている。これらの取り組みは、オーストラリア・カリキュラムをインクルーシブと評するために不可欠なものとして位置づけることができよう。

しかし、オーストラリア・カリキュラム及び「NSWシラバス」が学習困難だけではない、その他の障害のある児童生徒のニーズをどう規定し、更にそのニーズにいかに対応していこうとするのかは、今後を見守る必要がある。そもそも、オーストラリアにおいて障害児教育カリキュラムの議論が全国的に深められてきたわけではないため、障害のある児童生徒に対するオーストラリア・カリキュラムの具体的展開や、それに対する障害のある児童生徒本人及び関係者の反応をみつつ、同国のインクルーシブ・カリキュラムの有り様を明確にしていかなければならない。オーストラリア・カリキュラムや「NSWシラバス」の何がどうインクルーシブといえるのかに関して、より追究される必要があるということである。現在、前面に押し出されている障害者差別禁止という捉えとは別に、教育的に障害のある児童生徒のニーズがどう把握されてきたのか、研究と実践の到達点を明らかにすることは避けられない。加えて、障害児教育関係者が、オーストラリア・カリキュラム策定にどのように関わったのかについても明らかにする必要がある。これらは、今後の研究課題である。

### 引用文献

- 1) 2009年の結果では、読解力は9位、数学的リテラシーは15位、科学的リテラシーは10位であった。結果の詳細は、Thomson, S., Bortoli, L D., Nicholas, M., Hillman, K. and Buckley, S. (2011) *Challenges for Australian Education: Results from PISA 2009*. Australian Council for Educational Research, Camberwell, VIC. を参照。
- 2) 山中冴子 (2014) オーストラリアにおける障害のある生徒のトランジション支援. 学文社. を参照。
- 3) Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (a) (2013) *The Shape of the Australian Curriculum Version 4.0*. Author, Sydney, 15-18.
- 4) 笹森健・佐藤博志 (1994) オーストラリアにおける教育課程行政改革—ナショナルカリキュラムを中心に—. 青山学院大学教育学会紀要 教育研究, 第38号, 67-78. を参照。
- 5) Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (b) (2014) *Australian Curriculum V. 7. 1* (<http://>

www.australiancurriculum.edu.au/Curriculum/Overview) を参照。

- 6) Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (a), 19.
- 7) *Ibid.*, 15-18.
- 8) 竹田紘子 (2009) 第4部第2章オーストラリア 1 障害者に対する差別禁止に係る法制度. 内閣府, 障害者の社会参加推進に関する国際比較調査研究 調査報告書, 342-345. および、山中冴子(2009) 第4部第2章 オーストラリア 2 障害者に対する差別禁止に係る法制度に基づくガイドライン等について, 3 障害を理由とする差別に対する保護・救済・推進のための組織, 4 障害を理由とする差別に対する保護・救済の仕組み. 内閣府, 障害者の社会参加推進に関する国際比較調査研究 調査報告書, 345-365. を参照。
- 9) Attorney-General Department (2006), *Disability Standards for Education 2005 plus Guidance Notes*. Author, Canberra, 23-25.
- 10) Department of Education, Employment and Workplace Relations (2012) *Report on the Review of Disability Standards for Education 2005*. Author, Canberra,25.  
2010年も終わる頃、連邦政府によって、5年ごとの見直しとして「教育における障害基準」のレビュー作業が開始された。「教育における障害基準」がどの程度認知されているのか、用いられているキーワード（例えば、コンサルテーションや合理的調整など）がわかりやすいものとなっているのか、そして、実際の教育現場でどのように生かされているのかといった3つの柱で作業は進められた。本稿にかかわっては、障害のある児童生徒のニーズ把握が障害種に規定されがちなことや、保障される支援が限定的であること、職業体験を含む教科外の活動に参加することが叶わない実情があることなどが述べられている。このようなことをふまえ、インクルーシブなカリキュラムの実現が強く求められた。これについては、*Ibid.*16-17.
- 11) Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (c) (2013) *Student Diversity and the Australian Curriculum*, Author, Sydney, 10-11.
- 12) *Ibid.* 13-18.
- 13) 山中冴子 (2010) オーストラリア障害児教育施策におけるインテグレーション・インクルーシブ教育～教育結果の追究と障害者差別禁止枠組みの設定. 発達障害研究, 32 (2), 128-134. を参照。
- 14) NSW 学習局による、特別な教育的ニーズのある児童生徒支援に関する以下のサイトを参照。  
<http://syllabus.bos.nsw.edu.au/supporting-special-education/>
- 15) NSW 学習局による、カリキュラム要件に関する以下のサイトを参照。  
<http://syllabus.bos.nsw.edu.au/curriculum-requirements/>  
学習支援チーム自体は、初等教育段階でも形成される。
- 16) NSW 学習局による、カリキュラムの調整に関する以下のサイトを参照。  
<http://syllabus.bos.nsw.edu.au/adjustments/>
- 17) 当時の特別学校をはじめとする障害児教育のための場における教育内容については、下記を参照。De Lemos, MM. (1994) *Schooling for Students with Disabilities; a project funded by the Commonwealth Department of Employment, Education and Training on behalf of the Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs*, Australian Government Publishing Service, Canberra,111-117.
- 18) Parkins, W. (2002) *Review of Support for Students with Low Support Needs Enrolled in Regular Classes*. NSW Department of Education and Training, Sydney. および、NSW Department of Education and Training (2006) *The Learning Assistance Program: A Reflective Study*. Martin & Associates P/L, Lane Cove, NSW. を参照。
- 19) NSW Department of Education and Communities (2012) *Every Student, Every School; Learning and Support*. Author, Sydney,5.
- 20) NSW Department of Education & Communitiesによる「ベスト・スタート・キンダーガーデン・アセスメント：読み書き能力 保護者の手引き」より。下記のサイトを参照。  
<http://www.curriculumsupport.education.nsw.gov.au/beststart/parents.htm>



- 21) NSW Department of Education and Communitiesによる「ベスト・スタート・キンダーガーデン・アセスメント：計算能力 保護者の手引き」より。下記のサイトを参照。  
<http://www.curriculumsupport.education.nsw.gov.au/beststart/parents.htm>
- 22) NSW Department of Education and Communitiesによる、下記、ベストスタートに関するサイトを参照。  
<http://www.curriculumsupport.education.nsw.gov.au/beststart/needs/information/index.htm>
- 23) NSW Department of Education and Communitiesによる、下記、「言語、学習、リテラシープログラム」に関するサイトを参照。  
<http://www.curriculumsupport.education.nsw.gov.au/beststart/lll/general/index.htm>
- 24) NSW Department of Education and Communitiesによる、下記、「ニューメラシー早期介入プログラム」に関するサイトを参照。  
<http://www.curriculumsupport.education.nsw.gov.au/beststart/ten/general.htm>  
及び、Janette Bobis (2009) *Count Me In Too; The Learning Framework in Number and Its Impact on Teacher knowledge and Pedagogy*. NSW Department of Education and Training, Sydney.1.
- 25) NSW Department of Education and Training (2010) *Reading Recovery Guidelines for 2010 and Beyond*. Author, Sydney. を参照。
- 26) NSW Department of Education and Communitiesによる、下記、「ライトハウス・プロジェクト」に関するサイトを参照。  
<http://www.curriculumsupport.education.nsw.gov.au/beststart/lighthouse/general/index.htm>

\*表記したインターネットの情報は、すべて、2014年9月26日にアクセスを確認している。

(2014年9月29日提出)

(2014年10月10日受理)

# **The Trend of the Australian Curriculum as Inclusive Curriculum: Focusing on New South Wales**

**YAMANAKA, Saeko**

Faculty of Education, Saitama University

## **Abstract**

This paper discusses the trend of the Australian Curriculum that introduced as the first national curriculum in Australia from 2011 and the New South Wales Syllabus developed in New South Wales. The Australian Curriculum has been introduced on receiving as the results of PISA in recent years. This trend has much influence on the education for students with disabilities in state level.

The Disability Discrimination Act and the Disability Standards for Education are strongly support that students with disabilities access ordinary curriculum with Reasonable Adjustments. In addition to that, the Convention on the Rights of Persons with Disabilities that Australia has already ratified aims to put inclusive education into practice. Although the Reasonable Adjustments to ordinary curriculum is obviously important, the Australian Curriculum is expected to be inclusive itself.

New South Wales is developing the inclusive syllabus of the Australian Curriculum named the New South Wales Syllabus. The New South Wales Syllabus is “standards-referenced” and many adjustments for students with educational needs are proposed.

In addition, programs for improving literacy or numeracy are enforced especially for students with learning difficulties from kindergarten until year 3. These programs are supporting the access to the Australian Curriculum that regards literacy and numeracy very important especially at the early stage of school education.

On the other hand, it is not clear how we can assess the extent to inclusiveness of the Australian Curriculum. At the commonwealth level, the curriculum for students with disabilities has not been discussed enough. It is necessary to investigate the historical discussion on the curriculum for students with disabilities at each state level and make the formulation process of the Australian Curriculum clear from the viewpoint of these as the themes to be resolved.

**Keywords** : Australia, national curriculum, Australian Curriculum, inclusive curriculum.